

船橋市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 8 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 2 4 年 7 月 1 7 日

船橋市監査委員	高 地 章 記
同	増 田 尚 功
同	斎 藤 忠
同	中 村 静 雄

監査対象機関		健康政策課		結果措置報告年月日	平成 24 年 5 月 29 日
ページ	番号	区分	事項		措置状況
2 6	第 1 部 -4-1- (2)-①	監 査 結 果	医師会、歯科医師会、薬剤師会 への補助金について、個別の規 則、要綱等が定められていない。		医師会並びに歯科医 師会に対する補助金 については、平成 19 年度の交付をもって 廃止した。 また、薬剤師会に対す る補助金についても、 平成 21 年度の交付を もって廃止した。